

災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったため、造成した基金が過大

1 件 不当金額(支出) 910万円

1 交付金事業の概要

福島県双葉郡広野町は、平成26年度から29年度までの間に、東日本大震災復興交付金(災害公営住宅家賃低廉化)事業として東日本大震災で住居を失うなどした者のための災害公営住宅2団地に居住する者に対する家賃の低廉化を事業費計1億5776万円で実施した。そして、同町は、当該事業費に交付率7/8を乗ずるなどした交付金相当額計1億3804万円を、東日本大震災復興交付金の交付を受けて同町が造成した東日本大震災復興交付金基金(以下「基金」)から取り崩していた。

この家賃の低廉化に係る事業費は、公営住宅等家賃対策補助金交付要領等に基づき、公営住宅の団地等の別に次のとおり算定することとなっている。

$$\text{事業費} = \left(\text{近傍同種の住宅の家賃の額（近傍同種家賃）} - \text{入居者負担基準額} \right) \times \text{補助対象月数} \times \text{補助対象戸数}$$

事業費の算定に用いる近傍同種の住宅の家賃の額は、償却額等に基づき算定することとなっている。

そして、償却額は、当初建築費相当額から残存価額を控除した額を住宅の区分に応じて定める期間で除した額とすることとなっている。また、住宅の区分に応じて定める期間は、耐火構造の住宅で70年、準耐火構造の住宅で45年等となっている。

2 検査の結果

事業費の算定に当たり、同町は、一部の団地の償却額について、住宅の区分に応じた期間を耐火構造の70年とすべきであるのに、準耐火構造の45年を用いていたことなどから、事業費が過大に算定されていた。

したがって、適正な事業費を算定すると計1億4736万円となることから、前記の事業費1億5776万円との差額1040万円が過大となっていて、これに係る基金から取り崩された交付金相当額910万円が不当と認められる(前掲44ページ参照)。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
福島県	双葉郡広野町	東日本大震災復興交付金(災害公営住宅家賃低廉化)	平成 26～ 29	円 1億5776万 (1億5776万)	円 1億3804万	円 1040万 (1040万)	円 910万